



保険・年金

国民健康保険

納入通知書や口座振替通知書と一緒に送ります。
対象視覚に障がいのある方がいる世帯で、点字のお知らせを必要とする方。
申込先・詳細 水道局営業課 ☎(21) 7039

加入の届け出は14日以内に

国民健康保険に加入する場合、資格が生じた日から14日以内に届け出をしなければなりません。届け出が遅れると保険料は資格が生じた日までのさかのぼって(最高2年間)納めていただくこととなります。届け出の前日までの医療費については、全額自己負担となりますのでご注意ください。

加入資格が生じる場合

①市内に居住する方で次のような場合。
 ②市外から転入した場合(ほかの健康保険に加入できる方を除く)。
 ③加入世帯に子供が生まれた。
 ④市外から転入した場合(ほかの健康保険に加入できる方を除く)。
届出必要書類を確認の上、区役所の保険年金課へ直接。

保険証が変わります

現在お使いの保険証の有効期限は11月30日(日)です。新し

い保険証は11月下旬にお送りします。新しい保険証の色は一般保険証が水色、退職保険証が若草色です。なお、12月1日(月)以降は現在お使いの保険証は使えませんので、自分で細かく判断して破棄してください。

遠隔地保険証も変わりますので、新旧の保険証、在学(園)証明書、納付通知書を持参し、区役所の保険年金課へ届け出てください。

【詳細】 区役所(16階)の保険年金課

国民年金

加入されていない方へ

国民年金は、原則として20歳以上の生活を支えていく制度です。年金に加入し保険料を納めていると、万一のときに給できる場合があります。加入の手続きをされていますか。加入の手続きをされていない方は、お住まいの区の区役所年金係に相談の上、至急手続きをしてください。

【詳細】 区役所(16階)の保険年金課



税金

年末調整などの説明会

源泉徴収義務者を対象に、平成15年度分年末調整の仕方

や各種法定調書の記入方法などを説明します。関係書類は11月下旬までにお送りします。
日時・会場左表の通り。

| 月日 | 時間 | 対象者 | 会場 |
|-----------|----------|----------|-----------------------------|
| 11月25日(火) | 午前10時～正午 | 札幌中税務署管内 | 市民会館(中央区北1西1) ※自家用車場遠慮ください。 |
| | 午後2時～4時 | 札幌北税務署管内 | |
| 11月26日(水) | 午前10時～正午 | 札幌南税務署管内 | 市民会館(中央区北1西1) ※自家用車場遠慮ください。 |
| | 午後2時～4時 | 札幌西税務署管内 | |
| 11月27日(木) | 午前10時～正午 | 札幌東税務署管内 | 市民会館(中央区北1西1) ※自家用車場遠慮ください。 |

【詳細】 税務署または区役所(16階)の課税課

家屋を取り壊した方へ

今年中に取り壊した家屋には、来年度から固定資産税がかけられません。該当する方はご連絡ください。

なお、住宅を取り壊した場合は、その敷地について住宅用地の課税標準の特例が受けられなくなり、土地の固定資産税が上がる場合があります。

【詳細】 区役所(16階)の課税課

市税の納付は安心・便利な口座振替(自動払込)で

市・道民税(普通徴収分)と固定資産税(償却資産分を含む)・都市計画税は、口座振替で納付できます。現在、4期分からは来年度分から新たに口座振替される方の申し込みを受け付けています。納税通知書に同封のはがき式

中小企業経営セミナー

内容 下表の通り。
時間 午前9時30分～午後4時。
会場・定員 産業振興センター(白石区東札幌5の1)。各20人。
申込 11月11日(火)から産業振興センターへ電話。ホームページ <http://sangyo.center.sec.or.jp/> からの申し込みも可。(先着)
【詳細】 産業振興センター ☎820-3033

| 内容 | 日時 | 費用 |
|---------------------------|-------------------|--------|
| ①中長期経営計画セミナー | 来年1月14日(水)～16日(金) | 6,000円 |
| ②ISO9001内部監査員養成コース(一般) | 来年1月20日(火)、21日(水) | 4,000円 |
| ③ISO9001内部監査員養成コース(建設業向け) | 来年1月27日(火)、28日(水) | 4,000円 |
| ④エクセル一般対策コース(MOUS試験受験者向け) | 来年1月21日(水)～23日(金) | 4,000円 |
| ⑤ワード一般対策コース(MOUS試験受験者向け) | 来年1月28日(水)～30日(金) | 4,000円 |

申込書をお送りいただくか、納税通知書、預貯金通帳とその届出印をお持ちの上、口座のある金融機関・郵便局または区役所の納税課へお申し込みください。

【詳細】 納税指導課 ☎(21) 2292 区役所(16階)の納税課

市税は、札幌市が市政を推進するために中心となる最も大切な財源です。

市・道民税(第3期分:10月31日納期限)の納付はお済みですか?
 市税の納付は、安心・確実な口座振替をご利用ください。



ビジネス

中小企業融資制度

【①】 運転資金(普通・短期) 対象仕入れ・決済資金などを必要とする中小企業者など。限度額8千万円。

【②】 小規模事業資金 対象資本金1千万円以下または常時使用従業員数20人(商業・サービス業は5人)以下の中小企業者など。限度額千500万円。

【③】 経営支援特別資金 対象売上高が前年同期と比べ減少している中小企業者など(借換も含む)。限度額8千万円。

【④】 小規模事業資金(経営改善) 対象②の要件に加え、別に定める要件に該当し、原則1ヵ月以上の経営指導を受けることと経営の安定が見込まれる中小企業者など。限度額300万円。

【⑤】 申込先各取扱金融機関(4)は札幌商工会議所中小企業相談所の各支所。いずれも金融機関の審査あり。
【詳細】 金融担当(札幌中小企業支援センター内) ☎(21) 2356